

平成 30 年度 第 1 回 倉吉市下水道使用料審議会

日時：平成 30 年 10 月 15 日

午後 1 時 30 分

会場：倉吉市役所 第 2 会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 会長あいさつ
- 7 諮問
- 8 審議
 - (1) 今後の日程について
 - (2) 倉吉市下水道事業の概要について
- 9 その他
 - (1) 第 2 回審議会の開催日について
平成 30 年 月 日 () 時～
 - (2) その他
- 10 閉会

<資料>

- ・ 審議会委員名簿
- ・ 倉吉市下水道使用料審議会条例
- ・ 諮問書 (写)
- ・ 今後の日程について
- ・ 審議資料 (別冊)

倉吉市下水道使用料審議会委員名簿

(順不同：敬称略)

	氏 名	団 体 名 (役 職 名)
各種団体の 代 表 者	きいき ひでひろ 齋 木 英 宏	倉吉市自治公民館連合会 副会長
	ししど あきお 矢 戸 明 男	倉吉市老人クラブ連合会 副会長
	ふくだ きょうこ 福 田 京 子	地域づくりネットワーク 代表
	かわの まさと 河 野 正 人	鳥取中央農業協同組合 代表理事常務
	しばた こうじ 柴 田 耕 志	倉吉商工会議所 事務局長
	おおしま みさお 大 嶋 操	鳥取県中部中小企業青年中央会 会長
	ふくい やすこ 福 井 靖 子	倉吉男女共同参画推進会議 会計
学 識 経 験 者	うえき ひろし 植 木 洋	学校法人藤田学院 鳥取短期大学 生活学科情報・経営専攻助教
	とがり たけと 戸 莉 丈 仁	公立大学法人公立鳥取環境大学 環境学部環境学科講師
公 募	ひらばやし ちえこ 平 林 智 恵 子	-

11名

※区分は、倉吉市使用料審議会条例第3条第2項第1号から3号に掲げる委嘱区分

改正

平成13年6月27日条例第19号

平成18年3月17日条例第10号

倉吉市下水道使用料審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市下水道使用料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、適正な公共下水道、農業集落排水施設及び林業集落排水施設の使用料について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月27日条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者（次項に定める者を除く。）は、この条例による改正後

のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

附 則（平成18年3月17日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（倉吉市集落排水施設使用料審議会条例の廃止）
- 2 倉吉市集落排水施設使用料審議会条例（平成14年倉吉市条例第22号）は、廃止する。

発下水第707号

平成30年10月15日

倉吉市下水道使用料審議会会長 様

倉吉市長 石田 耕太郎

下水道使用料の改定について（諮問）

倉吉市の公共下水道は、昭和59年1月に、農業集落排水施設については、平成6年8月に供用が開始され、快適で衛生的な生活の創造と私たちを取り巻く環境保全のため、整備を進めてきました。

本市の汚水に係る下水道事業は、今後、老朽化した施設の大規模な更新や維持管理を中心とした時期に移行します。しかしながら、現在の下水道使用料体系では、本来下水道使用料で賄うべき汚水処理費を賄いきれず、不足分は一般会計からの繰入金によって補っており、今後も事業の完了や人口減少及び節水機器の普及などで大幅な増収は見込めない状況にあります。また、平成19年の改定から11年が経過しており、使用料について見直すべき時期となっています。

つきましては、現在下水道関連事業として実施している公共下水道事業、農業集落排水事業及び林業集落排水事業において、将来にわたり安定的な事業経営を行うため、倉吉市下水道使用料審議会条例第2条の規定により、下水道使用料の改定について貴審議会の意見を求めます。

倉吉市下水道使用料審議会開催日程（案）

期 日	内 容
平成 30 年 10 月 15 日	第 1 回審議会 ・ 委嘱状交付 ・ 会長及び副会長の選出 ・ 諮問 ・ 審議 （1） 今後の日程について （2） 倉吉市下水道事業の概要について
11 月	第 2 回審議会 審議内容 （1） 料金の改定について （2） 改定率及び改定体系について
12 月	第 3 回審議会 審議内容 （1） 料金の改定案について （2） 答申案の検討
平成 31 年 3 月	3 月倉吉市議会定例会 条例改正案提出
4 月	改正条例施行
10 月	使用料改定